

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年2月22日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年3月11日から同月31日まで縦覧に供する。

平成22年3月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（さく井新設）林東地区	観音寺市経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）醍醐坊2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）東中村地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修）宮の下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修）醍醐坊地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）植松地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）八兵地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）石砂地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）白坂下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）土井の池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修）札場西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修）中池地区	〃